

別紙3

いちき串木野市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	人 26,147	千円 17,481,339	千円 626,457	千円 2,704,657	% 15.5	% 15.2

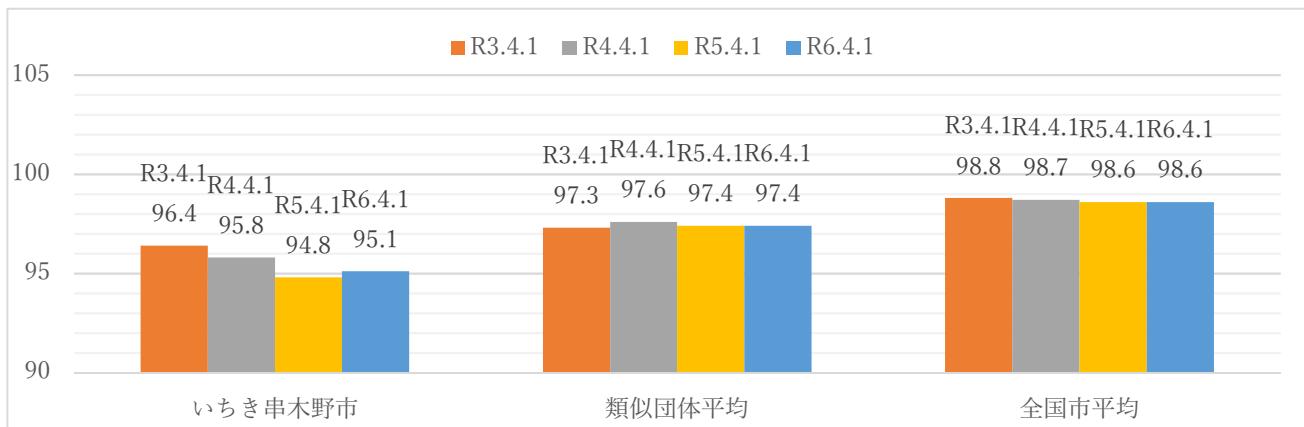
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 269	千円 1,032,691	千円 158,005	千円 419,542	千円 1,610,238	千円 5,986	千円 5,874

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

- 2 職員数については、5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指數の状況



(注) 1 ラスパイレス指數とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指數。

- 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指數を指す。地域手当補正後ラスパイレス指數とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指數。
(補正前のラスパイレス指數 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
6年度	円 416,561	円 405,378	11,183円 (2.76%)	% 2.76	% 2.76	% 2.76

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
6年度	月 4.60	月 4.50	月 0.10	月 0.10	月 4.60	月 4.60

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

派遣職員に係る地域手当については、国の基準と同様の見直しを実施。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。
(平成27年4月1日実施)

(6)特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
いちき串木野市	43.3歳	312,500円	353,305円	334,911円
鹿児島県	43.3歳	313,600円	392,834円	344,584円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
類似団体	42.3歳	315,593円	372,997円	342,418円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
いちき串木野市	50.7歳	6人	309,500円	329,717円	325,017円	—	—	—	—
うち用務員	57.5歳	4人	335,600円	342,200円	339,350円	用務員	49.1歳	244,800円	1.40
うちその他	*	2人	*	*	*	—	—	—	
鹿児島県	57.0歳	161人	314,500円	357,110円	334,349円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,829人	288,144円	—	330,553円	—	—	—	—
類似団体	53.2歳	10人	304,456円	329,329円	316,820円	—	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和3～令和5年の3か年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該箇所を「アスタリスク(*)」としている。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
いちき串木野市	51.8歳	381,850円	415,550円
鹿児島県	45.8歳	369,100円	428,971円
類似団体	41.4歳	306,764円	334,561円

(注) 1 「平均給料月額」とは、6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分		いちき串木野市	鹿児島県	国
一般行政職	大学卒	196,200円	196,700円	196,200円
	高校卒	166,600円	167,100円	166,600円
技能労務職	高校卒	164,000円	174,200円	—
	中学卒	—	155,700円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	276,433円	344,750円	369,517円	388,700円
	高校卒	220,600円	327,675円	353,233円	375,450円
技能労務職	高校卒	257,300円	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—

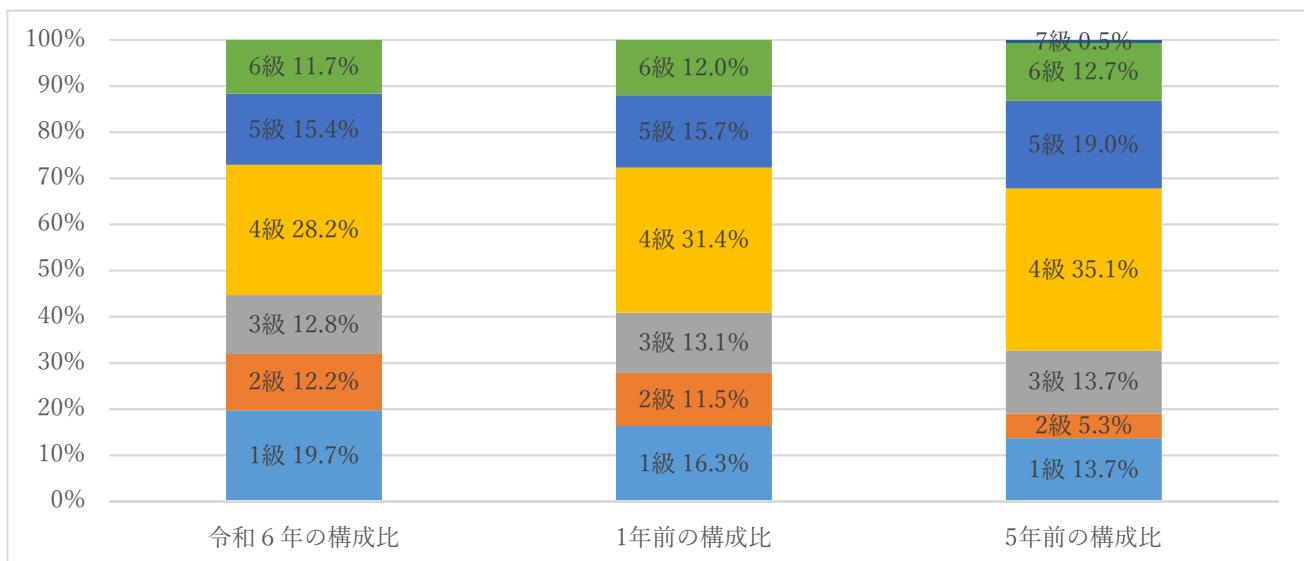
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

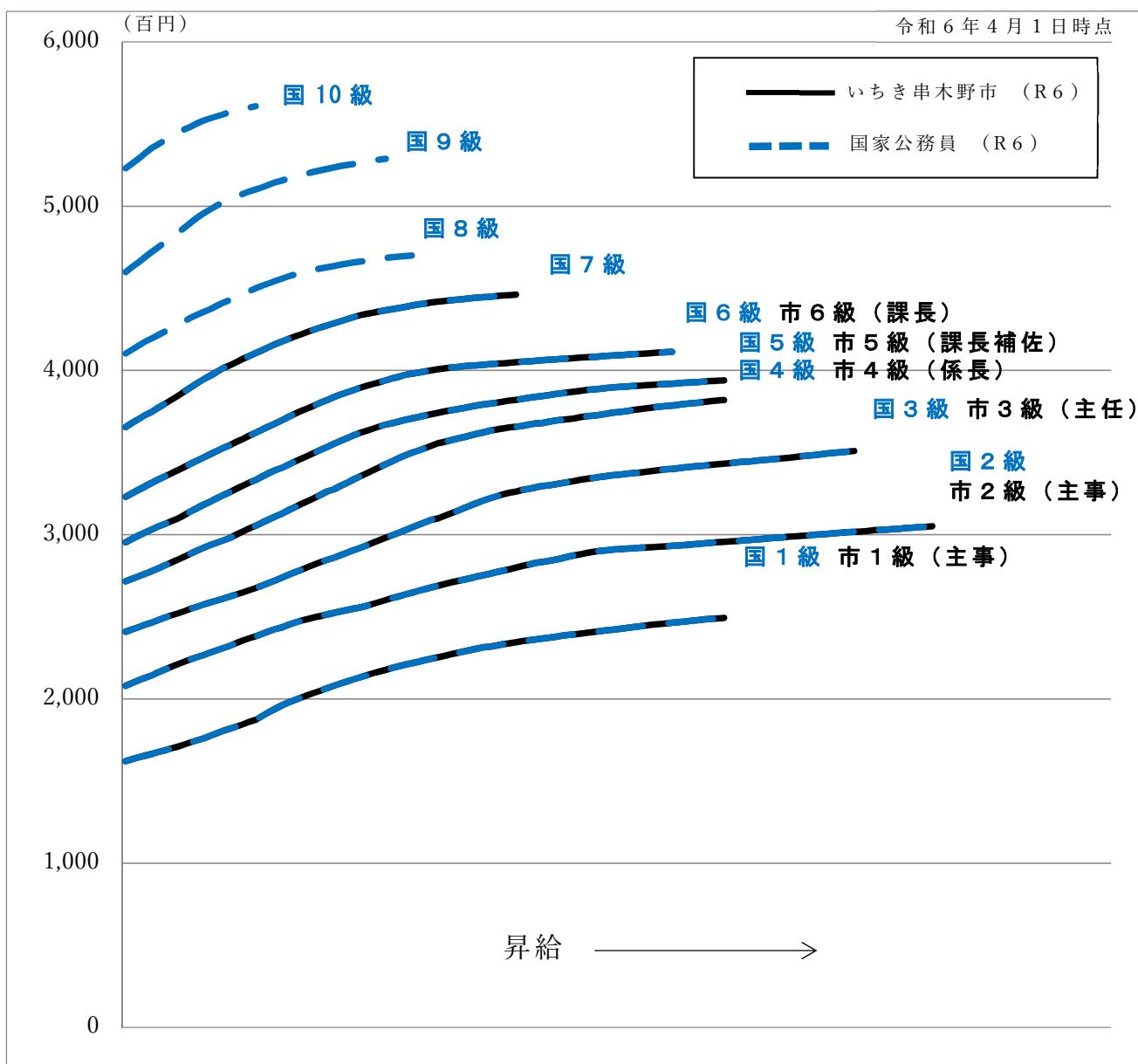
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・技師・主事補・技師補	37人	% 19.7	円 162,100	円 249,400
2級	主事（技師）	23人	% 12.2	円 208,000	円 305,200
3級	主任	24人	% 12.8	円 240,900	円 351,000
4級	係長・主査	53人	% 28.2	円 271,600	円 382,000
5級	課長補佐・主幹	29人	% 15.4	円 295,400	円 394,000
6級	課長・参事・主監	22人	% 11.7	円 323,100	円 411,300
7級	課長	0人	% 0.0	円 365,500	円 446,200

(注) 1 いちき串木野市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（いちき串木野市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○			
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○			
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない			○	
活用予定期			未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

いちき串木野市	鹿児島県	国
1人当たり平均支給額（5年度） 1,564千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,695千円	—
(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（いちき串木野市）

令和6年度中における運用	管理職員	一般職員
イ. 人事評価を活用している	○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	
上位、標準の成績率		
標準、下位の成績率		
標準の成績率のみ（一律）		
ロ. 人事評価を活用していない		○
活用予定時期		未定

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

いちき串木野市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 26.3655月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%) 自己都合 応募認定・定年 1人当たり平均支給額 3,447千円 20,126千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）		878千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）		878,000円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
東京都特別区	20.0 %	一人	20.0 %
大阪府特別区	16.0 %	一人	16.0 %

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）		2,490千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）		47,883円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）		16.7%		
手当の種類（手当数）		13		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
税務手当	従事職員（右業務を主とする）	市税徵収及び滞納整理業務	385千円	日額200円
防疫等作業手当	従事職員	感染症の患者及びその疑いのある患者の救護作業等業務	184千円	日額500円（新型コロナウイルス感染症の患者に接して行う作業 日額1,000円）
福祉手当	福祉（生活保護）に従事する職員	社会福祉主事の業務	153千円	日額200円
行旅病人及び行旅死亡人取扱手当	従事職員	行旅病人及び行旅死亡人取扱業務	一千円	・行旅病人保護又は移送 日額1,000円 ・行旅死亡人の収容 1件当たり2,000円
年末年始勤務手当	従事職員	年末年始の休日で市長が特に指定する業務	一千円	日額2,600円（4時間未満の場合は1,300円）
保健指導現業事務手当	保健師の従事職員	結核患者等の保健指導業務	一千円	日額100円
特殊作業従事手当	①道路・環境整備を中心とする職員 ②消防職員	①道路・環境整備の業務 ②はしご付消防自動車・救急救助・火災鎮圧・潜水業務	一千円 923千円	①日額200円 ②1回当たり200円
夜間特殊業務手当	消防職員	深夜（午後10時から午前5時まで）の火災防止等の業務	785千円	1回当たり250円 (2時間未満の場合)
海上業務従事手当	従事職員	海上作業業務	2千円	日額200円
用地交渉手当	従事職員	公共用地取得の交渉業務	52千円	日額300円
家畜伝染病防疫手当	従事職員	家畜伝染病予防及び防疫業務	5千円	日額500円

高所作業手当	建築業務に従事する職員	地上10m以上の箇所での現場指導、検査又は調査業務	一千円	日額200円（30m以上は日額250円）
小動物死体収集業務手当	従事職員	小動物の死体収集業務	2千円	1体当たり500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	59,265千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	208千円
支給実績（4年度決算）	47,967千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	168千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	○配偶者 6,500円 ○子 10,000円 ○父母等 6,500円 ※16歳～22歳までの子については、1人につき5,000円加算	同じ	—	41,994千円	270,928円
住居手当	○最高28,000円 ※借家（家賃月額16,000円を超える場合に限る）	同じ	—	20,121千円	257,956円
通勤手当	○3,500円～13,700円 ※片道2km以上の職員に対し通勤距離に応じて支給	異なる	交通用具使用に係る使用距離区分の支給額	11,322千円	85,125円
管理職手当	○35,400円～49,200円 ※職務の級に応じて支給	同じ	—	14,230千円	527,022円
休日勤務手当	○135/100 ※祝日法による休日及び年末年始等において正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して支給	同じ	—	13,287千円	474,527円
夜間勤務手当	○25/100を超えない範囲 ※正規の勤務時間として午後10時～午前5時までの間に勤務した全時間に対して支給	同じ	—	2,766千円	70,936円

管理職特別勤務手当	○1回につき6,000円を超えない範囲（臨時又は緊急の必要により週休日・休日等に勤務した場合）	同じ	—	106千円	35,333円
-----------	---	----	---	-------	---------

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分		給料月額等			
給 料	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(参考)類似団体における最高／最低額			
		808,000 円 (808,000 円)	989,000 円／ 587,300 円	638,000 円 (638,000 円)	816,000 円／ 594,000 円
報 酬	議 長	387,600 円 (387,600 円)	580,000 円／ 332,000 円		
	副 議 長	304,200 円 (304,200 円)	510,000 円／ 290,000 円		
	議 員	281,000 円 (281,000 円)	480,000 円／ 260,000 円		
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(5年度支給割合) 3.25月分			
	議 長 副 議 長 議 員	(5年度支給割合) 3.25月分			
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)
		808,000円×勤続期間1年につき×500/100		16,160,000円	任期毎
備 考		638,000円×勤続期間1年につき×280/100		7,145,600円	任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

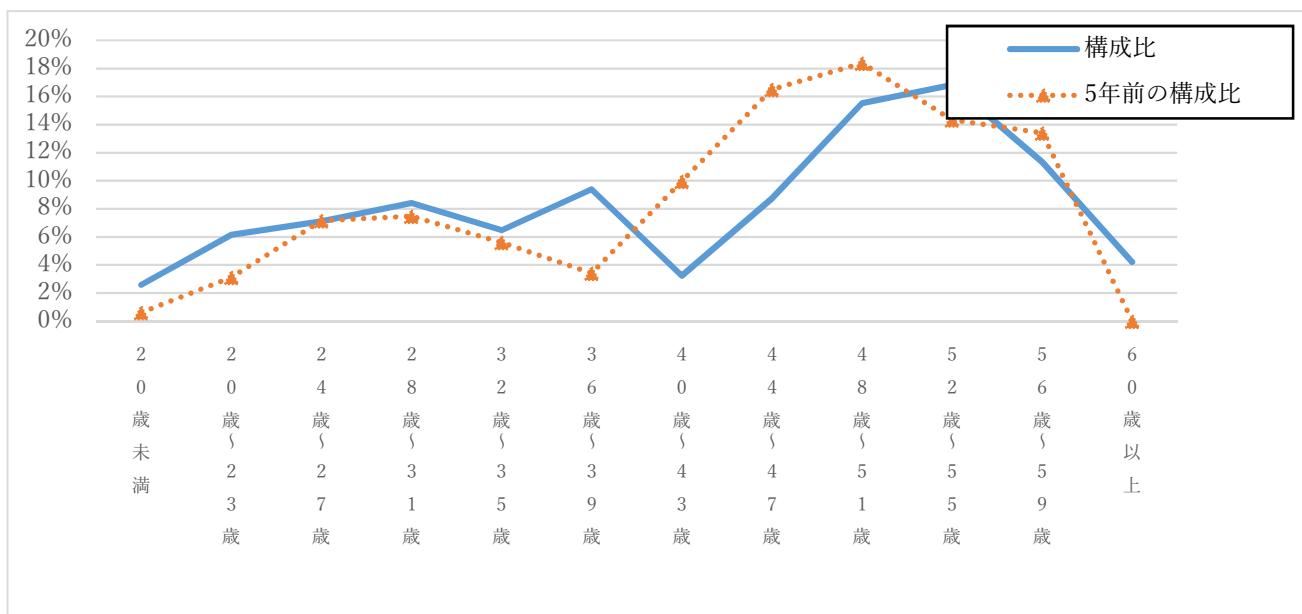
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		令和5年	令和6年		
普通会計部門	一般行政	議会	5	5	0
	税務	6 6	6 1	△ 5	国体終了に伴う業務見直し
	労働	1 8	1 8	0	
	民生	1	0	△ 1	会計年度任用職員の活用
	衛生	3 1	3 4	3	管理栄養士・社会福祉士の増員
	農林水産	1 3	1 7	4	保健師・管理栄養士・歯科衛生士の増員
	商工	1 9	1 9	0	
	土木	1 7	1 6	△ 1	組織再編 業務量調整
	計	1 8 7	1 8 9	2	<参考> 人口1万当たり職員数 72.28人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 74.21人)
	教育部門	3 3	3 5	2	組織再編
消防部門	消防部門	4 9	5 1	2	業務量調整
	小 計	2 6 9	2 7 5	6	<参考> 人口1万人当たり職員数 105.17人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 92.30人)
	合 計	3 0 2 [3 3 2]	3 0 9 [3 3 2]	[0]	<参考> 人口1万当たり職員数 118.18人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 8	人 19	人 22	人 26	人 20	人 29	人 10	人 27	人 48	人 52	人 35	人 13	人 309

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年 度 部 門 別	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	194	193	193	189	187	189	△5(△2.58%)
教育	43	44	36	36	33	35	△8(△18.6%)
消防	48	48	48	48	49	51	3(106%)
普通会計	285	285	277	273	269	275	△10(△3.5%)
公営企業等会計	36	33	34	33	33	34	△2(△5.6%)
総合計	321	318	311	306	302	309	△12(△3.74%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分 A	総費用 千円 578,863	純損益又は 実質収支 63,329	職員給与費 千円 47,808	総費用に占める 職員給与費比率 B/A 8.3	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
					%
5年度					

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費○千円を含まない。

区分 A	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 5年度 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 9	千円 34,464	千円 5,654	千円 14,379	千円 54,497	千円 6,055	千円 6,118

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
いちき串木野市	43.1歳	349,367円	502,207円
団体平均	45.8歳	337,221円	508,691円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

いちき串木野市（水道事業）	いちき串木野市（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（5年度） 1,598千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,564千円
(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

いちき串木野市（水道事業）	いちき串木野市
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 26.3655月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%) 自己都合 応募認定・定年 1人当たり平均支給額 一千円 一千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 26.3655月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%) 自己都合 応募認定・定年 1人当たり平均支給額 3,447千円 20,126千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）		— 円	
支給対象地域	支給率割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
—	— %	— 人	— %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			— 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）			— %	
手当の種類（手当数）			2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（5年度決算）	左記職員に対する支給単価
年末年始勤務手当	従事職員	年末年始の休日において市長が特に指定する業務	一千円	日額2,600円（当該業務が4時間未満の場合は1,300円）
用地交渉手当	従事職員	公共用地取得の交渉業務	一千円	日額300円

才 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	1,247千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	138千円
支給実績（4年度決算）	2,137千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	267千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)
扶養手当	○配偶者 6,500円 ○子 10,000円 ○父母等 6,500円 ※16歳～22歳までの子については、1人につき5,000円加算	同じ	—	2,472千円	275千円
住居手当	○最高28,000円 ※借家・借間居住者（家賃月額16,000円を超える場合に限る）	同じ	—	896千円	100千円
通勤手当	○3,500円～13,700円 ※片道2km以上の職員に対し通勤距離に応じて支給	同じ	—	504千円	56千円
管理職手当	○35,400円～49,200円 ※職務の級に応じて支給	同じ	—	535千円	535千円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用A	純損益又は実質収支	職員給与費B	総費用に占める職員給与費比率B/A	(参考)4年度の総費用に占める職員給与費比率	
					%	%
5年度	千円 516,912	千円 64,186	千円 14,579	% 2.82		

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 6,155千円を含まない。

区分	職員数A	給 与 費				一人当たり給与費B/A	(参考)5年度一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 3	千円 14,092	千円 1,283	千円 5,657	千円 21,032	千円 7,011	千円 6,023

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
いちき串木野市	43.5歳	351,875円	496,434円
団体平均	44.5歳	334,536円	501,579円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

いちき串木野市（下水道事業）	いちき串木野市（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（5年度） 1,603千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,564千円
(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

いちき串木野市（下水道事業）	いちき串木野市（一般行政職・団体平均等）
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 26.3655月分	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 26.3655月分
勤続25年 28.0395月分 33.27075月分	勤続25年 28.0395月分 33.27075月分
勤続35年 39.7575月分 47.709月分	勤続35年 39.7575月分 47.709月分
最高限度額 47.709月分 47.709月分	最高限度額 47.709月分 47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%) 自己都合 応募認定・定年	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%) 自己都合 応募認定・定年
1人当たり平均支給額 一千円 一千円	1人当たり平均支給額 3,447千円 20,126千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）		－ 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）		－ 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
－	－ %	－ 人	－ %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			一千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			一円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）			一%	
手当の種類（手当数）			2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
年末年始勤務手当	従事職員	年末年始の休日において市長が特に指定する業務	一千円	日額2,600円（当該業務が4時間未満の場合は1,300円）
用地交渉手当	従事職員	公共用地取得の交渉業務	一千円	日額300円

オ 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	944千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	315千円
支給実績（4年度決算）	652千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	217千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	○配偶者 6,500円 ○子 10,000円 ○父母等 6,500円 ※16歳～22歳までの子については、1人につき5,000円加算	同じ	—	696千円	348千円
住居手当	○最高28,000円 ※借家・借間居住者（家賃月額16,000円を超える場合に限る）	同じ	—	288千円	288千円
通勤手当	○3,500円～13,700円 ※片道2km以上の職員に対し通勤距離に応じて支給	同じ	—	52千円	52千円
管理職手当	○35,400円～49,200円 ※職務の級に応じて支給	同じ	—	一千円	一千円